

議案第47号

「市担当課が門司鉄道遺構の発掘調査の更なる拡大をしない事に関する  
工事に対する警告や丁寧な理由説明などを求める教育委員会議に対する陳情」  
について

令和7年1月16日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島 裕美

提案理由 北九州市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき提出された陳情書に  
ついて、この議案を提出する。





2024（令和6）年11月30日

北九州市教育委員会 殿

（教育長 田島 裕美 殿）



市担当課が門司鉄道遺構の発掘調査の更なる拡大をしない事に関する  
工事に対する警告や丁寧な理由説明などを求める教育委員会会議に対する陳情

題意について、以下の通り、北九州市教育委員会会議規則により、教育委員会会議  
に陳情します。

### 記

#### 陳情項目

- (1) 門司港複合公共施設建設予定地のすべてにおいて門司鉄道遺構絡みの遺構が  
見つかる可能性があるため、発掘調査の拡大、もしくは、発掘調査をしてい  
ない箇所（全部か一部）の非破壊検査の実施を行うこと、あるいは、行う  
よう担当課に求めること。慎重な工事を行うよう担当課に求めること。
- (2) 仮に（1）を実施しないと教育委員会会議で決める場合は、なぜ、（1）を担  
当課がしないのか、その理由を丁寧に確認し、これを教育委員会会議の責任で、  
分かりやすく、市民向けに、ホームページで、適切に公表すること
- (3) なお、（2）において、各々委員のなかで、回答された理由について、理解  
が難しいと感じる場合は、教育委員会会議名において、各々委員の見解を（2  
）に付記する形で、これを適切に公表すること

## 陳情の理由・経緯等

- (1) 2024年11月、門司鉄道遺構の破壊が実施された。ただ、3Dデジタル保存についてはこれを行うという見解がなされ、一部の保存も決まった。
- (2) (1)にかかわらず、イコモスの福島 綾子氏（文化財保護審議会委員でもある）による、門司鉄道遺構（厳密には門司港複合公共施設建設予定地のすべて）において、遺構が存在する可能性が示されている。と読み取れる文書が記載され、教育委員会議において陳情されている。（これにつき、教育委員会議 令和6年5月23日 議案第4号）  
但し、前述福島氏は、発掘調査の範囲について、その範囲が正しいのかを、教育委員会議から文化財保護審議会に委ねるようにすべき、という主張をしている。（これにつき、教育委員会議 令和6年5月23日 議案第4号）
- (3) 各々委員の皆さんは、(2)において、文化財保護審議会に委ねる必要はない、という議決をされたのだが、いわゆる門司鉄道遺構にかかわる調査範囲についての当、不当、は、そこでは決議をしていないように見受けられる。しかし、陳情者は、発掘調査の拡大の可否についても、これを積極的に確認する必要があったらう、と推察する。

なお、2024年5月23日議事録で記載の、レイマンコントロールであるが、当陳情者は、これを情報システム上で運用される Ai システムか何かか、  
と思っているため、併せて、今回の判断がレイマンコントロール（システム？）とどうかわるのか、レイマンコントロール（システム？）が仮に間違  
った場合、だれが責任を負うのか、責任の負い方についても、ホームページ  
上の文書でご説明頂けると幸いである。

なお、解体工事等が時間によりどこまで進むかは不明であるが、イコモスの福島氏は、その道の専門家として、さらに、北九州市が嘱託等されている

中で、学者生命をかけて？発言されているのであろうから、学説が諸説ある中、他の学者に比べ福島氏の発言は尊重されるべきではないか、とも考える。

もつとも、何かしら、そこに遺構が無い、という担当課の根拠があれば、それはそれでよいだろう。例えば、それに対する非破壊検査をした。学者に確認した、など。また、陳情をした学者が技術的に信じる事が出来ない学者であるというのであれば、相応の対応を市としてしなければならない。


なお、文化企画課は、試掘調査や発掘調査を補助するであろう非破壊検査などしていない、と陳情者に回答している。（回答日 2024/11/01 金 08:10  
『上記の試掘調査においては、いわゆる「非破壊検査」は行っておりません』※上記の試掘調査＝事業地全体 8,345.88 m<sup>2</sup>のうち 6,460 m<sup>2</sup>について試掘調査をした、と回答している）

市の役職を務める学者が疑問に思う遺構の範囲についての担当課の科学的な根拠につき、教育委員会が、北九州市内の小中学校の教育現場の上席として、担当課に対し、分かりやすい説明だったか、科学的根拠があるのか、の判断をしていただきたい。と考える。こどもたちの勉学を教える学校の上席の部署であるのだから、それくらいのことではしても良いのではないかと愚考する。

乱文気味となったが、再度の発掘調査拡大をしない理由をホームページで記載いただくとともに、未発掘調査部分にも遺構がある、という市嘱託者よりの見解もあるため、慎重な工事を行うよう、担当課には求めていただきたい、また、今回の件で、何か参考として、委員個々での見解も述べていただければ、と考え、これを陳情する。

以上

# 白 紙

教育委員会会議 【議案第47号】	受理年月日	令和6年12月2日	
	陳情者		口頭陳情の希望 なし
件名	「市担当課が門司鉄道遺構の発掘調査の更なる拡大をしない事に関する工事に対する警告や丁寧な理由説明などを求める教育委員会会議に対する陳情」について		
陳情の趣旨 ※陳情者の原文のまま	<p>(1) 門司港複合公共施設建設予定地のすべてにおいて門司鉄道遺構絡みの遺構が見つかる可能性があるため、発掘調査の拡大、もしくは、発掘調査をしていない箇所（全部か一部）の非破壊検査の実施を行うこと、あるいは、行うよう担当課に求めること。慎重な工事を行うよう担当課に求めること。</p> <p>(2) 仮に（1）を実施しないと教育委員会会議で決める場合は、なぜ、（1）を担当課がしないのか、その理由を丁寧に確認し、これを教育委員会会議の責任で、分かりやすく、市民向けに、ホームページで、適切に公表すること</p> <p>(3) なお、（2）において、各々委員のなかで、回答された理由について、理解が難しいと感じる場合は、教育委員会会議名において、各々委員の見解を（2）に付記する形で、これを適切に公表すること</p>		
事務局意見（処理方針）	<p><b>陳情書に対する所管課の見解</b></p> <p>陳情の内容は、「文化財の調査、指定及び管理に係る事業（重要なものを除く。）の実施に関する事務」にあたるものであり、北九州市教育委員会事務専決規程の第8条にある「規程の解釈上疑義のあるもの」等の事項にあらず、補助執行先の都市ブランド創造局長のもとで、適切に処理すべき事案と考えている。</p>		